

地方公営企業及び 第三セクターの 経営健全化について

伊丹市 財政基盤部 財政企画室 経営企画課

地方公営企業および特別会計について

- 地方公営企業とは 【根拠法】 地方公営企業法および地方財政法

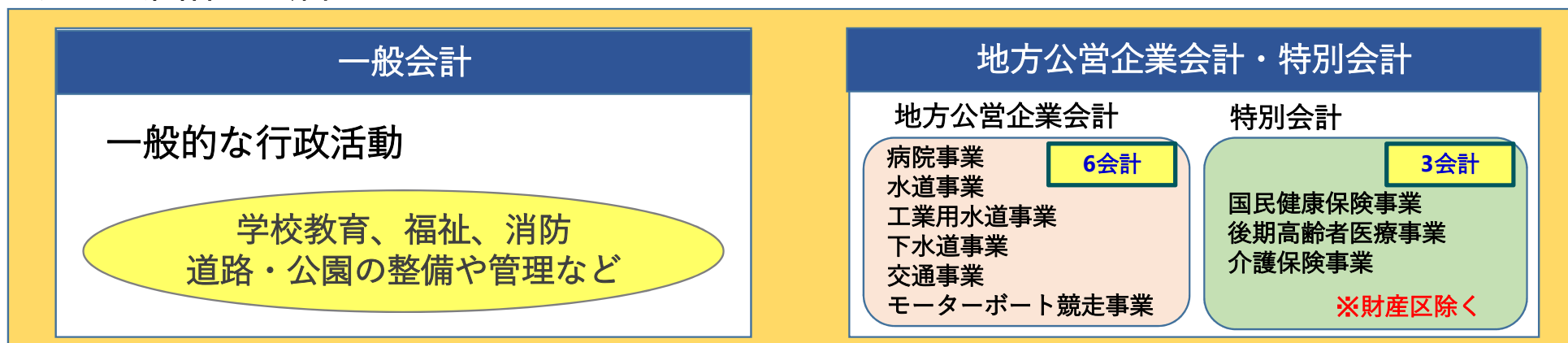
地方公共団体は、一般的な行政活動の他、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っている。こうした事業を行うために地域公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」としている。

一般会計が、住民に財貨又はサービスを提供するための財源を主として租税により賄っているのに対し、**公営企業は、その財源を利用者からの対価である料金（受益者負担の原則）によって賄っているところ**にある。

- 特別会計とは 【根拠法】 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律など

特定の目的（国民健康保険や介護保険など）のための特定の収入があり、一般会計から切り離して、その収入・支出を経理する会計のこと。

◆地方公共団体の会計



伊丹市における地方公営企業と特別会計の予算規模

予算規模 (令和6年度当初)		地方公営企業会計（6会計） 特 別 会 計（3会計※財産区除く）	713億円 394億円 1,107億円
地方公営企業会計	R6予算規模	根拠法（会計設置）	事業目的
病院事業会計	307億円	地方公営企業法	公衆および特定多数人の健康保持に必要な医療の提供
水道事業会計	64億円	地方公営企業法	生活用水その他の浄水の供給
工業用水道事業会計	5億円	地方公営企業法	工業の健全な発達と地盤沈下防止
下水道事業会計	77億円	地方公営企業法	都市の健全な発達・環境衛生の向上及び公共用水域の水質保全
交通事業会計	28億円	地方公営企業法	本市域およびその周辺地域にわたる交通便益の提供
モーターボート競走事業会計	232億円	地方公営企業法	市民福祉の増進を図るための施策に必要な財源の確保
合 計	713億円		
特別会計	R6予算規模	根拠法（会計設置）	事業目的
国民健康保険事業特別会計	174億円	国民健康保険法	社会保障及び国民保健の向上
後期高齢者医療事業特別会計	36億円	高齢者の医療の確保に関する法律	後期高齢者への適切な医療の給付等による高齢者の福祉の増進
介護保険事業特別会計	184億円	介護保険法	加齢に伴う要介護者等への保健医療サービス等の給付等による保健医療の向上及び福祉の増進
合 計	394億円		

※地方公営企業会計の予算規模は、収益的支出と資本的支出の合計額としている。

地方公営企業の特徴について

・独立採算制の原則 (地方公営企業法第17条の2第2項)

企業運営に要する経費は「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」

税金によらず、水道料金やバスの乗車賃など サービス提供の収入により、設備投資や経営に必要な費用を賄うこと。



地方公営企業の原則

・経費の負担の原則 (地方公営企業法第17条の2第1項第1号)

「その性質上、地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」

(地方公営企業法第17条の2第1項第2号)

「当該地方公営企業の性質上、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」

公営企業は、採算をとることが困難な事業でも、公共的な必要性から実施しなければならない場合がある。

(例 水道：消火栓の設置、病院：救急の医療確保など)

このような経費を独立採算の枠から外して、一般会計(税金)において負担すべきものと区分していること。



一般会計が負担・補助する経費

・上記原則の例外 (地方公営企業法第17条の3)

災害復旧 その他特別の理由がある場合には、一般会計(税金)が公営企業に対して補助することができる。

新型コロナウイルスや物価高騰による水道料金減免など 特別な理由により行う一般会計からの補助。



一般会計が補助できる経費

地方公営企業の特徴（一般会計との関係）について

・地方公営企業繰出金

一般会計が、公営企業の経費の一部を負担するための出資、負担金等を「地方公営企業繰出金」という。このうち、企業活動の受益者負担の原則になじまない経費については、総務省から「繰出基準」として通知され、その範囲内での繰出を「基準内繰出」、範囲外での繰出を「基準外繰出」という。

⇒ 「基準内繰出」に対する財源については、地方交付税を通じて財源措置が行われている。
一方、「基準外繰出」に対する財源については、地方交付税措置がない。

◆基準外繰出の推移

地方公営企業会計	R1決算	R2決算	R3決算	R4決算
病院事業会計	0.5億円	-	-	-
水道事業会計	-	-	-	-
工業用水道事業会計	-	-	-	-
下水道事業会計	0.02億円	0.02億円	0.02億円	0.02億円
交通事業会計	2億円	6億円	1億円	2億円
モーターボート競走事業会計	-	-	-	-
計	3億円	6億円	1億円	2億円

【参考】

R4決算規模	繰入割合
209億円	
58億円	
5億円	
77億円	0.1%
27億円	7.4%
232億円	
608億円	0.3%

※新型コロナウイルスや物価高騰対策、ふるさと寄附による繰出を除く

「基準外繰出」を特別な理由なく増額することのないよう、公営企業の経営に関与していく必要がある

これまでの取り組み（地方公営企業および特別会計）

<主な取り組み>

令和 1 年 1 2 月	【公営企業】	病院事業	市立伊丹病院と近畿中央病院の統合再編に係る基本方針
令和 2 年 3 月	【特別会計】	農業共済事業	事業の廃止
令和 3 年 3 月	【特別会計】	中小企業勤労者福祉共済事業	事業の廃止
令和 3 年 3 月	【公営企業】	水道・下水道事業	経営戦略（H28～R7）の中間見直し
令和 3 年 1 2 月	【公営企業】	交通事業	経営戦略の行動計画となる第4次アクションプラン（R4～R7）の策定
令和 4 年 3 月	【公営企業】	交通事業	バス車内混雑情報提供システム「いたみバスナビ」を導入
令和 5 年 3 月	【公営企業】	工業用水道事業	経営戦略（H30～R9）の中間見直し
令和 5 年 5 月	【公営企業】	病院事業	市立伊丹病院と近畿中央病院の統合再編建設工事に着手
令和 5 年 6 月	【公営企業】	病院事業	病院経営強化プラン（R5～R9）の策定
令和 5 年 7 月	【公営企業】	交通事業	需要に見合った効率的なダイヤへの改正
令和 6 年 2 月	【公営企業】	交通事業	バス運賃の改定（大人 210円 ⇒ 230円）

- 公営企業においては、コロナ禍において、減収を余儀なくされた企業もあったが、経営基盤の強化および財政マネジメントの向上に取り組むことができた
- 特別会計においては、法律で定められた事業（3会計）のみに整理することができた

これまでの取り組みの成果（地方公営企業および特別会計）

◆資金剰余額の比較

地方公営企業会計	H30決算（A）	R4決算（B）	増加額（B）－（A）
病院事業会計	10億円	29億円	+19億円
水道事業会計	23億円	23億円	0億円
工業用水道事業会計	13億円	11億円	▲2億円
下水道事業会計	6億円	9億円	+3億円
交通事業会計	8億円	9億円	+1億円
モーターボート競走事業会計	9億円	25億円	+16億円
小 計	69億円	106億円	+37億円

特別会計	H30決算（A）	R4決算（B）	増加額（B）－（A）
国民健康保険事業特別会計	3億円	3億円	0億円
後期高齢者医療事業特別会計	2億円	0.04億円	▲2億円
介護保険事業特別会計	0.07億円	1億円	+1億円
小 計	5億円	4億円	▲1億円

合 計	74億円	110億円	+36億円
-----	------	-------	-------

※資金剰余額とは

流動資産（1年以内に現金化できる予定の資産）
 － 流動負債※（1年以内に返済する予定の負債）
 資金剰余額（マイナスの場合は資金不足額）

※建設改良等の財源に充てる企業債の返済分を除く

資金剰余額が多いと



地方財政健全化法上の実質黒字となり、1年以内に残る資産に余裕がある状況を表している。

- 経営健全化の取り組み等により資金剰余額は、全体で約36億円増加
- 資金剰余額はプラスで推移しており、現時点では一般会計に対して大きなリスクはないものと思料

第三セクターについて

市が25%以上を出資又は出捐している法人、市が損失補償等の財政援助を行っている法人、その他市がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人が該当。

「伊丹市の第三セクター等に関する経営検討意見書」（平成24年1月）が提出されたことを受け、団体の解散や経営健全化に努めていくものとした。

11団体 ※H23末時点

団体名	業務
社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団	地域福祉の総合支援
公益財団法人 阪神北広域救急医療財団	阪神北広域こども急病センター管理運営
公益財団法人 柿衛文庫	俳諧資料の研究・保存・公開
公益社団法人 伊丹市シルバー人材センター	高齢者の雇用促進
財団法人 伊丹スポーツセンター	スポーツセンターの管理運営
公益財団法人 伊丹市文化振興財団	生涯学習・文化施設の管理運営・イベント
伊丹コミュニティ放送株式会社	エフエムいたみ管理運営
伊丹市都市開発株式会社	みやのまち3・4号館店舗・受託管理・駐車場管理
財団法人 都市整備公社	賃貸住宅管理・特定優良賃貸住宅・駐車場管理
財団法人 伊丹市公園緑化協会	緑化啓発・都市公園維持管理・昆虫館管理運営
伊丹市土地開発公社	土地の取得・あっせん・測量等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）の全面施行により、第三セクター等に係る債務等が健全化指標で捕捉されるようになったこと等を踏まえ、平成21年度から平成25年度を集中期間として、全国的に「第三セクター等の抜本的改革」が推進されてきた。

事業統合

合併

解散

6団体 ※R5末時点

団体名
社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団
公益財団法人 阪神北広域救急医療財団
公益財団法人 柿衛文庫
公益社団法人 伊丹市シルバー人材センター
公益財団法人 いたみ文化・スポーツ財団
伊丹まち未来株式会社

(参考) これまでの主な取り組み (第三セクター)

<これまでの抜本的改革の取り組み>

◇財団法人都市整備公社の解散

解散日：平成25年4月1日

主な理由：公益法人改革により公益財団法人へと移行することが困難となったため、解散し資産や事業を市へ移管し、市立施設として有利な補助制度や低利の地方債を活用していくことが望ましいとしたため。

◇財団法人公園緑化協会の解散

解散日：平成25年4月1日

主な理由：資産の大規模改修が迫っており、財団独自の資金調達は困難であり、今後新たな損失補償なしに保有資産の維持が困難であったため。

◇伊丹市土地開発公社の解散

解散日：平成25年2月14日

主な理由：平成22年度末で約26億円もの累積欠損金がかかえ、保有地の処分には積極的に取り組んでいるものの、長期保有かつ処分困難地を抱えていること、借り入れ利率も高く、借り換え手数料も高額であり、市からの補助金がなければ負債が累積していく状況であり、今後も経営が改善していく見通しがなかったため。

◇公益財団法人伊丹スポーツセンターの解散（伊丹市文化振興財団と事業統合を行い、「公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団」へ）

解散日（統合日）：平成29年4月1日

主な理由：耐震化促進法の改正に伴い体育館の耐震改修が必要であるものの、財団独自の資金調達は困難であり、今後新たな損失補償なしに保有資産の維持が困難であったため。

◇伊丹コミュニティ放送株式会社と伊丹市都市開発株式会社が合併し、「伊丹まち未来株式会社」へ

統合：平成30年4月1日

主な内容：両社合併による相乗効果を発揮し、より効果的・効率的かつ安定的な事業運営を行うため。

◇伊丹まち未来株式会社の剰余金配当

配当：平成29年度～

主な内容：平成28年度利益剰余金及び平成29年度までの繰越利益剰余金において配当可能利益が生じたことから、株式会社設立後初となる株主配当を実施。 ⇒ 平成29年度以後、連続して配当金受領（令和4年度配当受入実績 2,382千円）

第三セクターの財務状況について

(単位：千円)

団体名	団体の状況				経常収支 (※1)	損失補償 (債務保証) 契約に係る 債務残高 R4年度末	市補助金 (※2)	内 訳			
	損失 補償等	採算性	理由	資産の 保有状況				債務償還	人件費	運営補助 (人件費除く)	建設補助 (債務償還除く)
社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団	有	有	-	-	△ 38,556	33,465	0	0	0	0	0
公益財団法人阪神北広域救急医療財団	無	有	-	-	△ 136	-	11,223	0	11,223	0	0
公益財団法人柿衛文庫	無	有	-	-	1,532	-	0	0	0	0	0
公益社団法人伊丹市シルバー人材センター (出資割合が25%以下ではあるが、建設時に損失補償 を設定し補助金を支出していたため対象としている)	無	無	経常収支 赤字	有	△ 15,907	-	20,086	0	5,786	14,300	0
公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団	無	無	経常収支 赤字	無	△ 49,766	-	93,639	0	72,741	20,898	0
伊丹まち未来株式会社	無	有	-	-	29,801	-	0	0	0	0	0

※1: 経常収支は市の補助金を控除した額で算出

※2: 令和4年度決算額で算出

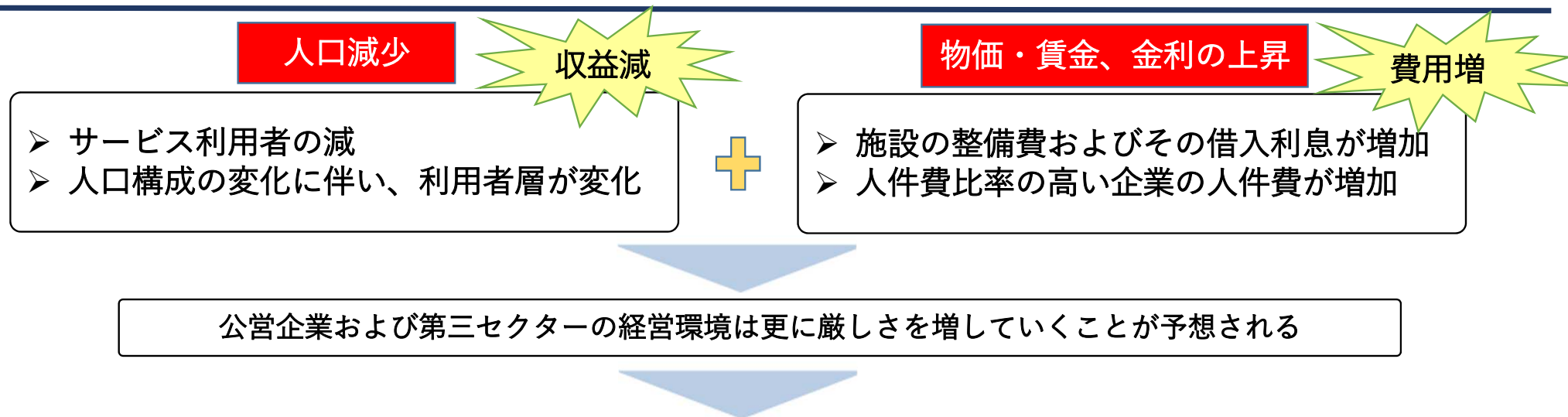
※3: 公益財団法人阪神北広域救急医療財団への市補助金は3市1町の負担額



第三セクターに対し、引き続き経営の自立化を図るための関与を行う必要がある。

1. 人口減少
2. 物価・賃金の上昇
3. 金利の上昇

人口減少、物価・賃金および金利の上昇が『地方公営企業及び第三セクターの経営健全化』に与える影響



人口減少及び物価・賃金等の上昇による影響は、各企業が策定している経営戦略の収支見通しにおいて織り込み済み

- 経営戦略の収支見通しから、大幅なズレがないかを分析・評価・助言
- 単なる赤字補填ではなく、独立採算による自助努力を基本とした経営改善に資する支援を行う



行財政運営のあり方（論点）

人口減少や物価・賃金等上昇下における各企業に対する関与としては、以下の取組をこれまで以上に行っていくことが重要ではないか

【料金の見直しに裁量のある企業】（水道・工水・下水道・交通）業務の効率化（DXの推進など）に加え、経営改善が必要な企業に対して、独立採算による受益者負担の適正化を促す

【料金の見直しに裁量のない企業】（病院・モーターボート）病床稼働率の向上など、業務の効率化による行政コストの軽減を促す

【第三セクター】新たな損失補償を設定しないなど、適切にリスク分担・関与により、自主的な経営を促す